

【保管場所使用権原疎明書面（自認書）】の記載例

- 同じ駐車場の駐車枠1番から3番までを保管場所とする申請を3台同時に行う
- 自宅の車庫を保管場所とする届出を2台同時に行うといった、場所の表示（○市×町△丁目□番◎号）が同一となる保管場所に複数の自動車を保管する申請・届出を同時に行う場合には、自認書は1通の提出で足够了。

保管場所使用権原疎明書面（自認書）

証明申請

届出

に係る保管場所である **土地・建物** は、私（当法人）の所有であることに間違いありません。

中 警察署長 殿

令和○年 12 月 1 日

〒（890 — 1234 ）

住 所 名古屋市中区丸の内□-□-□

電 話 052-234-5678

氏 名 自認 次郎

○ 保管場所証明申請の場合
→「証明申請」

○ 保管場所届出の場合
→「届出」

に○印を付けてください。

保管場所である土地が

○ 自己所有の場合
→「土地」

○ 土地・建物の両方が自己所有の場合
→「土地」・「建物」の両方に○印をつけてください。

宛先（提出先）は、自動車の保管場所の位置を管轄する警察署です。

申請書記載の申請者又は届出書記載の届出者自身の情報を記載してください。